

令和7年5月19日
文教常任委員会

6月定例会提出予定の議案について

- 【1 兵庫県公立大学法人定款の一部変更】
- 【2 兵庫県公立学校法人に対する出資】

総務部教育課

地方独立行政法人法が一部改正され公立大学法人の年度計画が廃止になったこと、また令和7年4月に開設した兵庫県立大学新長田ブランチについて兵庫県公立大学法人へ追加出資を行うことのため、定款及び別表を一部変更する。

1 兵庫県公立大学法人定款の一部変更

○内容

(1) 年度計画に関する記載項目の削除

地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人における年度計画が廃止となったことから、年度計画に関する記載項目の削除を行う。

(2) 法人への追加出資

兵庫県立大学新長田ブランチとして使用させるため県が建設した建物及び土地について、建設工事及び引き渡しの完了に伴い、法人に追加出資を行う。

○施行期日：主務大臣の認可の日

2 兵庫県公立大学法人に対する出資

○概要

兵庫県公立大学法人に対し次のとおり出資する。

(1) 土地

所在地	面積 (㎡)	評価額 (円)	備考
神戸市長田区腕塚町 5 丁目 5 番 1	2,384.23	100,150,000	※敷地権の割合 1,040,487分の123,291

※ 9 階建の 5 階部分
(新長田ブランチ)
の敷地権割合

(2) 建物

名称	所在地	延床面積 (㎡)	評価額 (円)	備考
新長田ブランチ	神戸市長田区腕塚町 5 丁目 5 番地 1	1,232.91	635,910,000	新長田キャンパスプラザ 5 階部分

○出資する日：主務大臣の認可の日